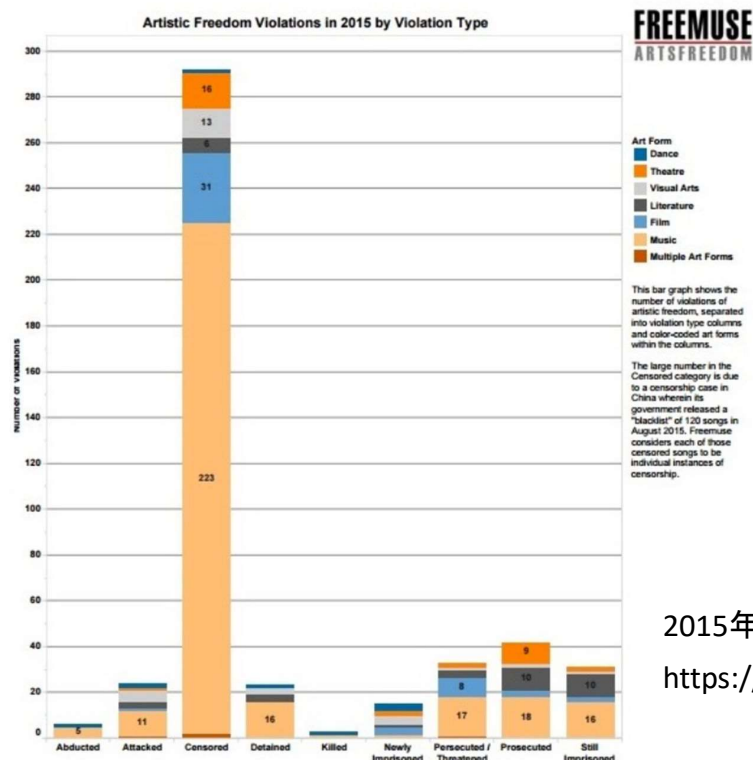


表現の自由に関して世界で起きていること

岩淵 潤子 (いわぶち・じゅんこ)
2019年9月17日

Freemuse is an independent international organisation advocating for and defending freedom of artistic expression based in Copenhagen



2015年のデータまとめ
<https://freemuse.org/>

2015年: Freemuseによる世界70カ国での調査結果が3月に発表されたところ・・・



表現の自由が脅かされる事案が前年比224%と急増しており、検閲と思われる事項が合計292件、うち126件は中国で起きたもの

具体的には政治的、もしくは宗教上の理由などにより、3名のアーティストが殺害され、6名が誘拐、24名が暴行を受け、33名が脅迫を受けたり、官憲による取り調べを受け、31名が前年から引き続き官憲により拘束されており、新たに15名が収監された。こうしたことが世界各地で起きた結果として、アーティスト、及び、芸術にかかわる団体・組織においては、命を守るために自己検閲が起きる事態を招いている状況が懸念されている

ほとんどの深刻な事案は、いわゆる全体主義国家で起きているが、アメリカ合衆国、ヨーロッパの先進国においても音楽、映画などの分野では懸念すべき問題が報告されており、2015年から2年ほど遡って注目を集めているのは、グラフィティなどのストリート・アートへの検閲・表現の自由の抑制とインターネットが普及したことが検閲や表現の自由の抑制にどのような影響を及ぼしているかである

この年、西側諸国で最も議論を呼んだのは、2014年の第31回 Bienal de São Pauloへの出展に端を発するInes Doujakの作品”Not Dressed for Conquering”が、バルセロナ現代美術館で同作を含む“The Beast and the Sovereign”展を不適切であると、当時館長であったバルトロメウ・マリが展示を中止にし(後に再開)、企画担当キュレーター2名を解雇したことが「検閲にあたる」として世界的スキャンダルとなり、マリは2015年、打診されていた韓国の国立近現代美術館 (MMCA)の館長就任が危ぶまれる事態となった。問題の作品は旧植民地と宗主国の関係を批判的に描いたもので、視角的にはスペイン前国王フアン・カルロス1世とボリビアの労働運動指導者、そこに獣の象徴としてジャーマンシェパードが加わったソドミーと獣姦行為が描かれている。こうした喩え話による表現解釈はヨーロッパでは珍しくなく、民衆文化に根ざすキリスト教的な表象として伝統的に用いられてきたもの。2015年、マリはMMCA館長に就任したが、2018年、契約延長は行なわれず、館を去ることになった。日本より遥かにグローバル化が近年急速に進んだ韓国美術界のニュースが一瞬で世界を駆け巡ることを世界に知らしめることとなった。

3

参考画像 1

参考画像 2



Ines Doujak – Not Dressed for Conquering (2015)



Illma Gore – Make America Great Again (2016) 4

Freemuseによる2019年度の報告書から：



The State of Artistic Freedom 2019: Whose Narratives Count? では、テロが日常茶飯事の脅威となっている現在、いったい誰の主張が正しいと判断すべきか・・・が議論の中心となった

今回は80ヶ国を対象として、673の事例を分析することによって、表現の自由が直面する新しい傾向と芸術家への脅威について考察している。近年の傾向として、テロ対策のために強化された法律(counter-terrorism legislation)が、結果として表現の自由を抑制する事態を招いていることが注目されている

2018年、19人のアーティストが収監され、10名が明確な理由なく、テロ対策の一貫ということで逮捕された。ベラルーシ、エジプト、ジョージア、イスラエル、ニカラグア、ロシア、スペイン、トルコ、アメリカ合衆国などで、テロ対策、宗教やイデオロギーの原理主義者への予防的措置という理由で表現の自由の抑制が行なわれた

「テロ対策の名の下、政府や社会の保守メインストリームに批判的なアーティストを沈黙させる目的で検閲が行なわれ、表現の自由が抑制されている」とFreemuseのエグゼクティブ・ディレクター、Srirak Plipatは警鐘を鳴らしている。「表現の自由が地球の南北を問わず、正当とはいえない理由と手続きをもって脅かされるようになってきているのが現状だ。特に女性、LGBTI、その他マイノリティーはしばしば政府やそれ以外の、SNSなどからもターゲットとして監視下に置かれ、脅威に晒されている」

* 目立った報道がないまま自主規制が今までも頻繁に起きてきた日本において、この問題は今後「表現の自由」を守っていく上で注目すべき点で、継続的議論が必要と思われる

* ビエンナーレ、トリエンナーレなどの国際芸術展においては“Curatorial Authorship”という考えが確立されたことにより、展示全体がコミッショナー、芸術監督の「著作権を有する作品」であるという見方が近年では世界的潮流であることも無視できない

5

* 以下ページは参考資料

表現の自由に関する条文

・ 1791年 合衆国憲法修正第一条

議会は、国教の樹立を支援する法律を立てることも、宗教の自由行使を禁じることもできない。表現の自由、あるいは報道の自由を制限することや、人々の平和的集会の権利、政府に苦情救済のために請願する権利を制限することもできない

・ 1789年 フランス共和国

第11条(表現の自由) 思想および意見の自由な伝達は、人の最も貴重な権利の一つである。したがって、すべての市民は、法律によって定められた場合にその自由の濫用について責任を負うほかは、自由に、話し、書き、印刷することができる。

・ 1953年 欧州人権条約 (European Convention on Human Rights)

第10条(表現の自由)、ただしこの権利は、「特別の義務と責任を持って行使する必要」が明記され、民主的社会における必要性や公共の安全、利益、他人の名誉と権利を脅かす場合には、制約や処罰を受けることが明記されている。

・ 1946年 日本国憲法 第21条

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

* 運用上、表現の自由に関しては、プライバシーの保護、善良風俗のなどとの衝突に配慮すべきであるということが、13条との関連で議論の対象となっている

6

USA



アメリカの美術館はワシントンDCのスミソニアン傘下の美術館とNGA以外は原則私立。従って、アメリカで展示への公的助成金が打ち切られたという場合、美術館に約束されていたNEAの助成が撤回されたという意味である。2018年の年間予算規模は\$152,800,000

- ・ 1965年 全米芸術基金 (NEA設立)

そもそも設立時点で、個人の思想感情を表す芸術表現に公権力が介入する可能性を生み出しかねない基金の設立にほとんどのアーティストは反対し、デモが行なわれたという。実際、NEAは設立以後、絶えず共和党政権、保守キリスト教系団体と対立を続けることとなる。

- ・ 1981年 レーガン政権の予算編成時にNEHと共にNEAを廃止する提案の危機

レーガンと親しかった保守派支持で有名な俳優のチャールトン・ヘストンやクアーズ・ビール創業家のジョゼフ・クアースらがNEAの重要な役割について説得し、難を逃れた。

- ・ 1989年 プロテスタントの保守系団体アメリカン・ファミリー・アソシエーションからの攻撃

アンドレス・セラノの写真作品(次スライドで詳説)が攻撃対象とされ、これに共和党の上院議員2名が同調し、NEAからの助成金を撤回させた。これがスミソニアン傘下のコーコラン美術館でのロバート・メイプルソープ展への助成金撤回へと波及、館長判断による展示中止に追い込まれ、館長はその決断を恥じて辞任することとなった。

NEA設立以来のチェアパースン任期と任命時の大統領一覧

1965–1969 Roger L. Stevens, appointed by Lyndon B. Johnson
1969–1977 Nancy Hanks, appointed by Richard M. Nixon
1977–1981 Livingston L. Biddle, Jr., appointed by Jimmy Carter
1981–1989 Frank Hodsoll, appointed by Ronald Reagan
1989–1992 John Frohnmayer, appointed by George H. W. Bush
1993–1997 Jane Alexander, appointed by Bill Clinton
1998–2001 Bill Ivey, appointed by Bill Clinton
2002 Michael P. Hammond, appointed by George W. Bush
2002–2003 Eileen Beth Mason, Acting Chairman, appointed by George W. Bush
2003–2009 Dana Gioia, appointed by George W. Bush
2009 Patrice Walker Powell, Acting Chairman, appointed by Barack Obama[
2009–2012 Rocco Landesman, appointed by Barack Obama
2012–2014 Joan Shigekawa, Acting Chairman
2014–2018 R. Jane Chu, appointed by Barack Obama
2019 Mary Anne Carter, appointed by Donald Trump



1987年、ノースカロライナのSoutheastern Center for Contemporary Art (SECCA)で展示され、"Awards in The Visual Arts"を受賞した"Piss Christ"と同じシリーズ。キリストや聖母子などキリスト教の崇敬の対象となる像をアーティスト自身の尿を満たしたガラス容器に密閉し、撮影した写真作品。作家自身はカトリック信者であり、冒涇の意図はなく、商業化されたキリスト教の置かれた現状への批判であると説明し、美術批評家のルーシー・リパードは「美しい表現」と高く評価した一方、物議をかもし、これを目的とする"transgressive art"だとする批判も根強くある。保守系キリスト教団体、キリスト教保守派を支持基盤とする共和党の議員らは「キリスト教の冒涇」を主張し、展覧会の一部に税金が財源のNEAの助成金が使われていることを不適切と糾弾。後にNEAの助成金を撤回する措置が取られた。この作品は現在、国立に準ずるスミソニアン(年間予算は連邦拠出)傘下のコーコラン・ギャラリーの収蔵品。

*SECCAは私立として設立されたが、ノースカロライナ州自然文化資源局傘下のノースカロライナ美術館と同一法人の運営となっているため日本でいう公立に近い存在

Madonna and Child II, Cibachrome print by Andres Serrano, 1989

収蔵先: Corcoran Gallery of Art (Washington, D. C.)

1989年、コーコラン・ギャラリーでのメイプルソープ展がキャンセルされた前後、保守団体からの男性ヌード、同性愛者を被写体とした作品への攻撃が相次ぎ、セラノ、メイプルソープの他、アルパーン(Merry Alpern)、ディジュヌヴィエーヴ(Barbara DeGenevieve)などの写真・映像作家への抗議が相次いだ。

・ 1989年 メイプルソープ展中止の顛末とその後

共和党議員らに忤度したカタチでメイプルソープ展の中止を決定したコーコラン・ギャラリーのChristina Orr-Cahill館長は共和党から賛辞を送られたものの、全米の美術界から激しい批判を浴び、「館長としての私自身、当館理事会はみずからの行動を心から恥じる」「我々はアートとアーティストの表現の自由を守ることこそが使命である」として館長の職を辞するに至った。

メイプルソープ展は、内容を変更することなく、Washington Project for the Arts(1975年創立)というNPOのスポンサーシップによって開催された。メイプルソープの作品は彼の死後も高く評価され、世界の美術館で収蔵されている。

共和党はNEA解体を画策したが、最終的に失敗に終わった。

その後も共和党政権になるたびにNEA、NEH、セサミストリートなどの放送で知られるPBSへの予算全廃が画策されるが、その度に失敗に終わっている。直近ではトランプ政権になってから毎年、NEA潰しが試みられているが、失敗に終わっている。

アンドレス・セラノの大規模な展をオーストラリア、メルボルンのナショナル・ギャラリー・オブ・ヴィクトリアで開催しようとした際（1997年）、当時のメルボルンのカトリック大司教が『ピス・クライスト（尿に漬けられたキリスト像）』の展示差し止めを求めて提訴したが、最高裁判断で訴えは退けられた。展示された作品は、一人の観客が壁からはずそうとし、後日、二人の十代の若者にハンマーで襲撃されるなどした。セラノはこの時だけではないが、美術館関係者にも殺害予告が送られている。

その後展覧会は館長判断で中止されるに至ったが、その理由は同時開催でレンブラントの展覧会が行なわれており、レンブラント作品に危害を加えられることを怖れたためとされた。美術コミュニティは館長の対応を含む一連の出来事を「芸術、及び表現の自由への攻撃」として激しく非難した。

■ アメリカにおいて、何が表現の自由で問題とされてきたのか？

英語圏ではもっぱら現代美術におけるキリスト教のイメージと扱い。それに関連するヌード（特に男性器の露出）、同性愛者を肯定的に描いているイメージ。

■ 誰が問題とするのか？

保守系キリスト教団体と彼らを支持基盤とする共和党タカ派議員

■ 美術館とメディアの対応について

できる限り粛々と展示を続け、美術館の館長らが連帯して攻撃されている館とアーティストの支援を表明。メディアも表現の自由の文脈で支援する。

背景の異なる日本でおきた表現の自由に関わると思われる事象例

■ 赤瀬川原平に関するもの

1963年に印刷所で「千円札を印刷」して芸術作品を作ったことにともない、1965～1967年にかけて裁判となった。弁護人は新左翼系公安事件を担当しては無罪にしていた杉本正純、特別弁護人や弁護側証人には瀧口修造など著名有識者が名を連ね、歴史に残る事件となった。1967年6月、東京地裁一審では「言論・表現の自由は無制限にあるものではない」とされ、「懲役3月、執行猶予1年、原銅版没収」の判決。印刷所の社長2名も「伝達による共謀」という理由で有罪。同年7月、赤瀬川のみ東京高裁に控訴するが、1968年11月に控訴棄却。1969年1月に最高裁に上告するが、1970年4月に上告拒否され、有罪が確定した。

■ 大浦 信行に関するもの

1986年、昭和天皇をモチーフとする版画作品が富山県美での展覧会後に問題とされ、カタログが焼却されたのを不服として提訴。一審では一部勝訴したものの控訴審で敗訴し、上告は棄却。

■ 会田 誠に関するもの

2013年 森美術館

「天才でごめんなさい」展に関して、「性的で不快な表現」「女性蔑視」との指摘を受けた会田はステートメントの中で、「けして単線的に、性的嗜好の満足、あるいは悪意の発露などを目的とすることはありません。また「万人に愛されること」「人を不快な気分させないこと」という制限を芸術に課してはいけなとも考えています。発表する場所や方法は法律に則ります」と述べた。

2015年 東京都現代美術館

「おとなも子どもも考えるここはだれの場所？」展において、会田誠、妻・岡田裕子、息子・寅次郎によるユニット「会田家」の作品「檄」、及び会田個人の作品「国際会議で演説をする日本の総理大臣と名乗る男のビデオ」が撤去要請を受けたが、実際には撤去に至らず。

■ 鷹野隆大に関するもの

2014年 愛知県美術館

「これからの写真」展で、写真家・鷹野隆大の写真作品が、わいせつ物の陳列にあたるとして愛知県警が同美術館に撤去を求め、13日から作品の展示に関して半透明の紙で覆うなど変更を行った。鷹野はインタビューの中でフランスから帰国した明治時代の巨匠・黒田清輝が裸婦像を展示したところ、猥褻だと警察から指摘され、腰の部分を布で隠す「腰巻き事件」が起きたことに触れ、「今回の件を、作品の制作者以上に、美術館の表現の自由（あるいは言論の自由）が侵されたと考えている」と述べた。彼はまた、「美術館という場は、必然的に治外法権的な聖域」であるにもかかわらず、たった一件の「匿名の通報」で行政機関が介入してきたことは、日本人の美術に対する敬意のなさの表れであり、「僕は愕然としました」とも述べている。

■ 日本国内でのメイプルソープ写真集を巡る裁判

R. メイプルソープの写真集を日本の税関が「わいせつ図画」に当たると判断し、没収した行為の妥当性を巡り輸入禁制品該当通知処分を受けた出版社社長と日本国政府が争った事件。原告の出版社社長は1994年、日本国内で日本語版を刊行。その後、1999年、この写真集を持参して渡米し、日本へ帰国した際に成田国際空港の東京税関成田税関支署において、写真集の中に男性器が露出した状態の写真が掲載されていたことから「わいせつ図画」に当たると判断、関税定率法による輸入禁制品該当通知を受けた。一審・東京地裁判決は「既に日本国内で流通し、芸術作品として評価されているものであり、わいせつ図画には該当しない」として、処分取り消しと約70万円の損害賠償を国側に命じる判決を下したが、国はこの判決を不服として、東京高裁に控訴した。二審・東京高裁判決は一審・東京地裁判決を取り消し、東京税関の処分を妥当とする判決を下した。出版社社長は、この判決を不服として最高裁判所へ上告。2008年の最終審・最高裁判決では二審・東京高裁判決を破棄したうえで、日本国内への持ち込みを禁じた東京税関成田支署長の処分取り消しと国家賠償の棄却を命じ、日本国政府の敗訴が確定。下級審における「わいせつ物」認定が、最高裁で取り消されたのは、本件が初めである。¹³

■ フランス、韓国、イスラエルなどでの事例・・・



フランスの表現の自由を巡る問題は、シャルリ・エブドがそうであったように、もっぱら風刺画や詩、文学などで、美術館において展示ができないという問題の報道はほとんど見かけない。他国の元首を手厳しくこきおろすのは日常茶飯事でエルドアン、メルケルなどが標的とされ、立腹したエルドアンはドイツ版シャルリ・エブドで訴訟を起こしたが立件に至らなかった。

イスラエルのハイファ美術館で2018年8月から今年の2月まで開催されたShaked Shamir企画による“Sacred Goods”展を巡る一部のキリスト教徒からの抗議とその後の経緯。本来、行き過ぎた資本主義と消費礼賛を批判するためにキリスト教的イメージを使用した作品を集めた現代美術の企画であると美術館側は主張したが、地元のキリスト教系アラブ人らの反発を招き、暴力的な抗議へと発展した。「嘲笑的である」と批難されたフィンランド人作家、Jani Leinonenによる‘McJesus’の彫刻作品は、作家自身が展覧会の開始後にイスラエルへのBDS（ボイコット・投資引き上げ・制裁）運動の支持者となったため、作品の取り下げを要求し、イスラエル政府によるホワイト・ウォッシュ（文化や芸術支援に名を借りたパレスティナ人弾圧隠し）を公然と批難するようになったため、事態はより複雑化して収集がつかなくなり、展示は会期末前に中止されるに至った。イスラエルは、同性愛者にフレンドリーなリゾート地であることをアピールしているがこれも文化・芸術利用政策と同じように、悪質な隠れ蓑とされて「ピンク・ウォッシュ」と呼ばれ、一部リベラルから目の敵にされている。

■ ホン・ソンダムを巡る問題

2014年 光州ビエンナーレ20周年特別展で朴槿恵（パク・クネ）大統領を風刺した絵画「セウォル、五月（オウォル）」の展示に対して光州広域市側が修正を求め、作家が拒否し、展示自体が取りやめになり、表現の自由を市が妨げたとして議論を呼んだ。

14

■ サンパウロ・ビエンナーレのInes Doujakと”Not Dressed for Conquering”を巡る問題



2014年の第31回 Bienal de São Pauloへの出展に端を発するInes Doujakの作品”Not Dressed for Conquering”が、カトリック団体からの「不道徳でキリスト教に冒瀆的であることから18歳以下にはとても見せられない」とする苦情を受け、作品搬入後に回りに壁を設け、作品がいきなり視界に入らないように対応が取られた。本来なら、作品の安全を第一にするため、美術施設で搬入後にこうしたやっつけ作業は行なわないものなので、美術関係者から批判が殺到した。

一方、バルセロナ現代美術館の館長であったバルトロメウ・マリがInes Doujakの同作を含む“The Beast and the Sovereign”展を不適切であると中止し(後に再開)、企画担当キュレーター2名を解雇したことが「検閲にあたる」として世界的スキャンダルとなり、マリは2015年、打診されていた韓国の国立近現代美術館(MMCA)の館長就任が危ぶまれる事態となった。問題の作品は旧植民地と宗主国の関係を批判的に描いたもので、視角的にはスペイン前国王フアン・カルロス1世とボリビアの労働運動指導者、そこに獣の象徴としてジャーマンシェパードが加わったソドミーと獣姦行為が描かれている。こうした喩え話による表現解釈はヨーロッパでは珍しくなく、民衆文化に根ざすキリスト教的な表象として伝統的に用いられてきたもの。2015年、マリはMMCA館長に就任したが、2018年、契約延長は行なわれず、館を去ることになった。マリの辞任は韓国国内の美術界派閥闘争も露呈したと言われるが、日本より遥かにグローバル化が近年進んだ韓国美術界のニュースが一瞬で世界を駆け巡ることを世界に知らしめることとなった。

15

まとめ



■ 国際芸術展、美術館など文化施設において、出展作品の解釈を巡って作家やキュレーターと来場者(政治家を含む)の意見が対立することは、特に表現の自由が保証されている先進的民主国家においては、珍しくない。

■ 美術館の館長が君主、政治家、有力者などに忤度して展覧会を中止する事態も少なく起きているが、先進国においては、中止を決定した館長などが謝罪し、表現の自由の抑圧に加担したという理由で辞任に追い込まれることがほとんどである。スペイン前国王フアン・カルロス1世とボリビアの労働運動指導者を揶揄したInes Doujakの作品の扱いを巡っては、前王妃が美術館の理事会を通じて館長、キュレーターに圧力をかけたのではと噂され、今も悪い印象がつきまとう結果となっている。

■ 近年目立つ傾向

国際芸術展であれ、一国の美術館での展示であれ、今、その国、あるいは世界で問題となっている政治事象と誰も無関係ではいられない。キュレーターとアーティストらは、世界中の国際展を通じて密接に交流するようになっており、一度問題が起きると、情報はあっという間に世界に広がり、後々まで影響を及ぼすことになる。問題視される事由は、長年、何よりも憲法修正第1条(表現の自由)を絶対視してきたアメリカにおいてさえも、多様化の時代、宗教や同性愛、ヌードだけでなく、地球温暖化や動物虐待にまで広がっている。トランプ氏が大統領に就任した2016年頃を境に、「テロ対策」と称して表現の自由を規制しようという動きが、欧米先進国でも見られるようになり、アート関係者は懸念を強めている。

16